

デジタル預金通貨へと進化した デジタル人民元

デジタル人民元は「2.0時代」へと突入した。2026年からデジタル人民元はデジタル現金からデジタル預金通貨へと進化し、商業銀行はデジタル人民元の実名ウォレットの残高に普通預金と同様の利息を付与し始めた。中央銀行と商業銀行の権利・責任もデジタル人民元2.0に合わせて明確化された。

中国人民銀行は昨年末、現金としてのデジタル人民元からデジタル人民元預金へと移行することを主たる内容とする「デジタル人民元管理・サービス体制の更なる強化及び関連金融インフラ構築に関する行動計画」を発表¹⁾し、2026年1月1日より運用を開始した。顧客が商業銀行のウォレットに保有するデジタル人民元は商業銀行の口座型負債となる。同行では新しいデジタル人民元をデジタル人民元2.0と称している。

デジタル人民元1.0の成果と課題

デジタル人民元の実証実験開始から6年が経過し²⁾、段階的に普及してきた。2025年末時点で、デジタル人民元の取引件数は累計35.7億件、取引額は19.5兆元にのぼる。また、ウォレットの開設が進み、個人と企業向けウォレットはそれぞれ2.3億、1908万個開設される

図表 デジタル人民元1.0と2.0との比較

	デジタル人民元1.0	デジタル人民元2.0
位置づけ	デジタル現金通貨 (M0代替)	デジタル預金通貨 M1へと移行
利息付与	しない	実名ウォレット：普通預金金利 匿名ウォレット：しない
管理枠組み	100%の準備金 預金保険対象外 (オフバランス)	準備預金制度 預金保険対象 (オンバランス)
債務主体	人民銀行	商業銀行
運営主体	商業銀行	商業銀行
監督管理	人民銀行	管理：デジタル人民元管理委員会、自律弁公室 執行：デジタル人民元運営管理センター、デジタル人民元国際運営センター
主な機能	決済手段	決済手段＋収益手段
利用者インセンティブ	利便性・安全性	利便性・安全性・金銭的メリット
決済シーン	国内決済が中心	ブロックチェーンなどのフィンテック技術の活用によりクロスボーダー決済を推進

(出所) 各種報道を基に野村総合研究所作成

など広がりを見せている。

クロスボーダー決済では、中国主導の多国間中央銀行デジタル通貨ブリッジ (m-Bridge)³⁾が処理した取引件数は累計4868件、取引額は4778億元。取引額の約96%はデジタル人民元が占める。

しかし、実証実験では、デジタル人民元のM0代替＝現金としての性格から、いくつかの課題が指摘されている。第一に、アリペイやWeChat Payなど既存決済手段が広く普及し一般化しているなかで、デジタル人民元による決済への利用意欲が乏しい。第二に、デジタル人民元は中央銀行の直接負債であり、商業銀行側にとってウォレットの開設・運営・管理やAML・CFT対応のコストと責任を負担するだけで、メリットがなく、普及拡大のインセンティブがない。第三に、現金通貨として設計されたため、デジタル人民元と銀行口座ベースの海外金融システムとの接続や外貨建て預金への交換ができない等々である。また、金融決済や投資での利用制限も国際的な拡大の壁ともなっていた。

デジタル人民元2.0

新たなデジタル人民元2.0は、現在、世界の中央銀行で検討されている様々な中央銀行デジタル通貨 (CBDC) のなかでもユニークな設計である。

まず、なんといってもデジタル人民元の属性を従来の「中央銀行の負債」から「商業銀行の負債」へと転換したことが最も注目される。顧客が銀行で開設した実名ウォレットにあるデジタル人民元は、商業銀行の預金勘定に計上される。つまり、預金者は商業銀行へ預金した形態になる。この変更に伴い、ウォレットにある預金残

NOTE

- 1) 全文は公開されていない。
- 2) 人民銀行は2014年からデジタル人民元の研究を開始、2019年末から深センや蘇州で実証実験を始めた。
- 3) 本誌2024年9月号「デジタル人民元によるクロスボーダー決済の取り組み」参照。
- 4) 銀行毎に利用者1人当たり、元本50万円までとその利息等が保護される。
- 5) ウォレットの分類は本誌2021年3月号「実証実験が進むデジタル人民元」参照。AML対策の取り組みとして、4種の匿名ウォレットに利息が付かない。
- 6) デジタル人民元ウォレットにチャージされた現金や銀行預金由来のデジタル人民元。
- 7) 銀行の中央銀行への預け入れを義務付けられているデジタル人民元残高の比率は、1.0時代では100%、2.0時代では預金準備率（現行の大型銀行で7.5%）が適用される。
- 8) 2021年3月から、非銀行系決済機関が顧客から預かった支払用の準備金をすべて人民銀行または条件を満たす商業銀行に集中して預け入れなければならない。
- 9) 2025年10月27日に北京で設立。
- 10) 2025年9月24日に上海で発足。
- 11) デジタル人民元ウォレットのこと。
- 12) デジタル人民元の価値を表す暗号化された文字列で、金額、所有者識別子、通貨番号などの情報を含む。
- 13) 例えば融資資金の用途の限定、融資や返済の自動的な実施など。
- 14) 例えば年金支給・利用への条件の設定など。
- 15) 例えば農村振興補助金の用途を農業資材の購入に限定することなど。

高は預金保険制度の適用対象となる⁴⁾。

商業銀行は実名ウォレット⁵⁾の残高に対して普通預金金利（現行金利は0.05%）で利息を付与する（中央銀行の負債ではないので中央銀行が付利するわけではない）。利息付与機能の導入により、デジタル人民元預金は単なる決済手段から、価値貯蔵機能を備えた金融資産へと変貌した。

マネーサプライ統計上、デジタル人民元預金はM1となる。商業銀行は従来の預金と同様にデジタル人民元ウォレットの残高を資産負債管理（ALM）の対象とし、信用創造の源泉として活用することができる。

デジタル人民元ウォレットの残高は、従来の預金と同じく準備預金制度の対象とされる。なお、商業銀行によるデジタル人民元建て預金は預金準備率の制約を受けるが、1.0では信用創造に参加できなかった資金⁶⁾が預金化され、準備預金を除いた分で貸出可能となり、銀行の与信能力が向上する⁷⁾。1.0時代と比べて銀行のバランスシートが拡大し、預貸金利ざやによる金利収益の改善につながる事が期待される。

デジタル人民元預金残高がどれだけのスピードで増えていくかについて、既存預金からの移動に加え、利用場面の充実による新規資金流入も考えられ、その動向は今後の普及状況に依存する。

なお、デジタル人民元の運営には非銀行系決済機関が参加しているが、100%の保証金制度の実施が求められている。非銀行系決済機関にとって、この保証金は支払準備金と何ら変わらないものである⁸⁾。

次に、管理体制においては、「監督管理」と「執行」を分離することで、デジタル人民元における監督管理と運営の権利・責任が明確化された。監督管理面では、人

民銀行は「デジタル人民元管理委員会」を設置し、行政監督管理を行う。また、デジタル通貨研究所内に「自律弁公室」を設け、業界の自主規制を実施する。

一方、執行面については業務分担の見直しが行われる。デジタル通貨研究所の管理下にデジタル人民元運営管理センター⁹⁾と国際運営センター¹⁰⁾を設置し、それぞれ国内のデジタル人民元システムとクロスボーダー業務システムの構築・運営とセキュリティ保護を担当させる。商業銀行を主とする運営機関は、個人と企業向けにデジタル人民元ウォレットの開設、資金安全確保、決済サービスの提供を行う。コンプライアンスの遵守やマネーロンダリング防止措置の徹底も求められる。

さらに、技術面の革新も注目されるポイントだ。「行動計画」では、「アカウントシステム¹¹⁾+コイン文字列¹²⁾+スマートコントラクト」という技術アーキテクチャを採用する方針を明確にした。これにより、デジタル人民元の利用場面でのイノベーションが見込まれている。

具体的には、サプライチェーンファイナンスの革新¹³⁾、前払い資金管理の強化、高齢者向け金融サービスのスマート化¹⁴⁾、財政補助金の効率的かつ的確な配分¹⁵⁾などが期待されている。

様々な金融商品のイノベーションの登場が期待されるが、なかでも取引の追跡可能性やスマートコントラクトの活用によって、財政政策の的確かつ効果的な実施が見込まれていることに注目したい。

Writer's Profile



楊 晶晶 Yang Jingjing
NRI北京 調査デスク
研究員
専門は中国マクロ経済、Fintech
focus@nri.co.jp